

事務連絡
令和6年1月12日

公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会

} 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び
指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴う
実施上の留意事項等について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、指定訪問看護事業者によるオンライン請求及びオンライン資格確認が、令和6年6月（7月請求分）から開始され、保険証廃止時期から義務化されることに伴い、標記について、別添1から3までのとおり通知しましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添3の「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第6.0版）（厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知）を基本的な考え方として定められた、オンライン資格確認等システムやオンライン請求システム等の利用に関するセキュリティ対策の基本方針を示したものです。が、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第6.0版）の内容については、「概説編 (Overview)」などを参照いただくようお願い申し上げます。

○別添資料について

- ・別添1：「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
- ・別添2：「指定訪問看護事業者に係る電子情報処理組織を用いた費用の請求に関する取扱いについて」
- ・別添3：「「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」等の改正について」

○「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第6.0版）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html